

録者数は9173人増加した。このうち東京税理士会は4432人増加しており、東京税理士会への集中が際立っている。

この間の東京税理士会における開業税理士は1161人減となっているのに対し、社員税理士及び所属税理士は増加している。開業税理士の占める割合は、74・24%。

公認会計士の資格での登録者は8727人(全国・平成27年3月末)で平成14年3月末より3064人増加した。ちなみに公認会計士のうち税理士登録をしている割合は、31・95%である。東京税理士会における公認会計士資格での登録者は、3673人で1508人増となっている。

(2) 本連盟の組織の状況をみると、加入者、加入率ともに減少傾向にある。加入者は平成21年7月1日現在で1万人を切り、加入率は、平成22年7月1日現在で50%を割り込んだ。平成

27年7月1日現在の加入者は8731人、加入率は40・25%となっている。加入率の低下の要因は、古くからの開業税理士の減少に加え、所属税理士、社員税理士、公認会計士の増加があげられる。このため、財政状況は極めて窮屈なものになっている。

(1) 単位税政連を衆議院選挙区別に三つのグループに分け、当該グループ税政連の会長・幹事長と後援会会長との意見交換会を開催し、本連盟と単位税政連、後援会及び支部間の情報・意見交換を行った。この会議には、当該グループの支部長も出席した。

(2) 毎月実施の「税理士証券交付式」において、関係役員が本連盟の活動の説明を行うとともに、加入勸奨を行った。この機会に参加役員で情報交換を行うとともに加入促進の方策について意見交換を行った。(証券交付式における実績一覧

(3) 本連盟の役員が、東京税理士会の支部長会及び理事会に出席し、活動報告を行った。

(4) 単位税政連毎の会員数、加入率、分担金、サポート募金額及びサポート募金口数を一覧表にした「支部単位税政連会員数・サポート募金等状況報告」を各種会議で参考資料として配布した。

(5) 平成8年から継続している「税政連サポート募金」を本事業年度も「Support 2014」として実施した。会員及び単位税政連の絶大な協力により、大きな成果を上げることができた。ご協力いただいた会員は延907人、募金額は478万5000円(本郷税政連からのサポート募金25万円を含む)に達した。協力会員には御礼ハガキを送付した。

(6) 東京税理士会からの委託事業として「税理士のためのポケットブック20

15」を刊行、税理士会への新規入会者の証券交付式、各種会議において配布した。

本連盟機関紙「東京税政連」を第196号から第199号まで発行し、税制改正など本連盟の政策及び活動について積極的にPRを図った。

機関紙には、要望書をはじめ本連盟の活動に関する各種資料やレポート、解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために積極的な役割を果たした。

(2) ホームページに機関紙を掲載し、本連盟の広報活動を促進した。

本連盟の関係役員、単位税政連会長・幹事長等に税制改正の動向、税理士制度に関する情報をE-mailを活用しつつ情報提供した。

報道関係者との懇談会等の実施

(1) 平成26年11月17日、東京税理士会と共催で「報道関係者との懇談会2014・秋」を開催した。

テーマ①については本連盟が担当し、説明を行った。

【会場】日本記者クラブ
【報道関係者の出席】朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、日刊工業新聞、共同通信、時事通信、大蔵財務協会、税務研究会、中央経済社、ぎょうせい、清文社、エヌピー通信、生涯教育新聞、日本食糧新聞、全国商工新聞(16社、34名)

後日、出席した記者(朝日新聞)から消費税の複数税率についての再取材があり、意見交換を行った。

平成27年5月29日には東京税理士会主催の「報道関係者との懇談会2015・春」に出席した。

【参加した団体】日本商工会議所、東京商工会議所、全国中小企業団体中央会、東京都中小企業団体中央会、全国商工会連合会、東京都商工会連合会、日本政策金融公庫(7団体・12名)

(注)二、各機関の審議概況」以下略

【テーマ】①税制改正が生活に及ぼす影響 配偶者控除の現状と問題点(人的控除を含む) / 贈与税について②平成27年度税制改正を踏まえた平成28年度税制改正意見

【会場】日本記者クラブ
【報道関係者の出席】朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、東京新聞、日刊工業新聞、共同通信、時事通信、大蔵財務協会、税務研究会、中央経済社、ぎょうせい、清文社、エヌピー通信、生涯教育新聞、日本食糧新聞、全国商工新聞(16社、34名)

後日、出席した記者(朝日新聞)から消費税の複数税率導入に伴うインボイス方式についての再取材があり、意見交換を行った。

中小企業団体との連携について
平成27年3月25日、全国町村会館で「今後の税制改正要望」各団体が取り組んでいる中小企業対策」をテーマに意見交換を行った。

平成28年度税制改正要望 個別項目

「平成28年度税制改正に関する要望」の【個別要望項目】は、次のとおり。

I 個別税法改正項目

1 消費税関係

(1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。ハイブリッド予測性が求

められる規定(選択届出制)については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること。

① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度

を創設すること。

② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること。

(3) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を充すること。

④ 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること。

⑤ 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること。

⑥ 金銭又は延納による納

付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること。

⑦ 所得控除全体の見直しを行い、必要に際し簡素な税額控除制度等の導入も検討すること。

⑧ 印紙税制度を見直し、簡素にすること。

II 納税環境整備に関する項目

① 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること。

② 国税通則法第一条(目的)に「納税者の権利利益

の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること。

③ 平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと。

④ 電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大等を図ること。

III 国及び地方公共団体の会計制度改革

重点運動13 本連盟の活動状況の広報を充実し、会員及び外部関係者からの意見集約に努めつつ、積極的な活動を行う。

1 広報活動について

2 報道関係者との懇談会等の実施

3 中小企業団体との連携について

4 国及び地方公共団体の会計制度改革

5 国及び地方公共団体の会計制度改革

6 国及び地方公共団体の会計制度改革

税理士業界における相互扶助の原点がここにあります!

「日本税理士共済会」は今から62年前の昭和28年に西日本を襲った豪雨災害で被災した多くの税理士の救済をきっかけに、当時の日税連会長の提案によって日税連の中に厚生委員会を組織し、税理士とその家族、事務所職員を対象とする助け合いの相互扶助団体として発足し、その後「日本税理士共済会」として現在に至っております。

日本税理士共済会からの大切なお知らせです。

募集が始まります

- 税理士と配偶者のための **おしどり保障**
- 税理士と職員も加入できる **個人年金**

※詳しくは8月下旬にお届けするダイレクトメールをご覧ください

TEL 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323 e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

日本税理士共済会 検索

